

令和7年度 エリア担当制度 制度の概要



弘 前 市

❖ はじめに ～弘前市協働によるまちづくり基本条例について～

弘前市では、平成27年3月に、市民の幸せな暮らしの実現を目指して「協働によるまちづくり基本条例」を制定しました。「協働によるまちづくり」とは、市民等、議会、執行機関の3者が助け合い、長所を生かしながら、それぞれの役割に応じて、市民の幸せな暮らしを実現するためにみんなで公共的な活動に取り組むことです。

市民、町会、事業者、学生といった主体がまちづくりに参加し、多様な担い手が協働しながら一緒にまちづくりを行っていく必要があります。

第21条では、市民力、地域力、学生力の3つを後押しするため、執行機関が講じる措置を定めており、中でも、第2号では、地域力に係る措置を定めています。

その具体的な措置の内容としては、市政に無関心な市民が増えている中で、情報共有の観点から有効な仕組みとなっている「エリア担当制度」を継続して実施していくことが挙げられます。

その制度内容をこの条例に定め、地域力を後押しするための仕組みに位置付けることで、継続的に取り組む仕組みとして担保しています。

弘前市協働によるまちづくり基本条例（抜粋）

（基本原則）

第6条 本市のまちづくりは、次の各号に掲げる原則に応じ、当該各号に定める決まりに基づき、進めるものとします。

- （1）協働の原則 協働によること。
- （2）住民自治の原則 市民等は、一人一人が自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。
- （3）情報共有の原則 議会及び執行機関は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないこと。
- （4）参加・環境づくりの原則 次に掲げる主体の区分に応じ、それぞれに定めること。
 - ア 市民等 それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めること。
 - イ 議会 まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。
 - ウ 執行機関 イに定めること及び必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。

（市民力等の推進）

第21条 執行機関は、市民力、学生力及び地域力を高める取組を後押しし、主体性の向上を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

（2）地域活動への協力、様々な情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ること。



1 エリア担当制度の目的

市の職員が地域に寄り添いながら、市民力、地域力を高める取組を後押しし、市民の主体性の向上を図るとともに、町会を基盤とする地域コミュニティの維持・活性化に向けて、市民と行政の協働のさらなる推進を図ることを目的としています。（制度開始：平成23年7月）

2 エリア担当職員の役割

「顔の見える身近な職員」として

- ・市役所が「市民の役にたつ所」であるために
- ・「市民目線」をもって
- ・「市民生活を第一に」



地域と行政のきめ細かい情報の共有化を図りながら、住民の住みよい暮らしや町会活動、また、主体的なまちづくりの推進を後押しします。

3 エリア担当職員の職務内容

●地域とのきめ細かい情報の共有化

- ①地区町会長会議へ出席し、市政情報（定例記者会見内容、各種施策情報等）を伝えるとともに、地域の声や反応を庁内で共有または伝達します。
- ②地域の要望や課題を吸い上げ、市側へ確実につなぐことにより、課題解決に向けた支援を丁寧に行います。



●町会役員等との地域の現状を学ぶための座談会・情報交換会の実施

地域の現状や課題について町会役員とエリア担当職員が膝を交えて対話し情報共有を図ることで、町会とエリア担当職員の相互理解を促進し、より地域に寄り添った支援・活動を目指します。



●町会活動への参加を促すチラシの作成支援

単位町会からの要望に応じて、町会加入促進チラシ・町会活動紹介チラシの作成支援を行います。



- ※ 活動は、所属業務との兼務となります。
- ※ エリア担当職員は「公務」として地域に出向きます。

4 町会長のみなさまへ

●地域づくりのための各種会議等を実施する際には、お声がけください。

きめ細かい情報の共有化のため、エリア担当職員が地区町会長会議等に出席し、市政情報（定例記者会見内容、各種施策情報等）を伝えるとともに、それに対する町会のみなさんの声を持ち帰り、庁内で共有・伝達したいと考えております。

各種会議等を実施する際には、ぜひエリア担当職員にお声がけください。



●困りごとがありましたら、各町会の担当職員にご連絡ください。

地域の困りごとや市の施策に関する疑問等がありましたら、各町会の担当職員にお気軽にご連絡ください。（各町会の担当職員の連絡先については、4月上旬に送付しております。）

なお、町会運営全般に関する困りごと等については、市民協働課 地域コミュニティ振興室（☎40-0384）へご連絡ください。

<エリア担当職員の活動実績>

◆過去3年の実績

	R3	R4	R5
配置職員数	133名	133名	133名
会議出席回数（延べ）	206回	231回	246回
会議出席人数（延べ）	406人	419人	510人
受付案件数	441件	734件	378件

◆町会から寄せられた主な相談事項（R4・R5）

道路関係	○道路の維持管理に関すること（路面補修、街路樹の枝払い、倒木処理、カーブミラーの新設等）≪関係課：道路維持課≫ ○防犯灯の新設・補修に関すること≪関係課：市民協働課≫
側溝関係	○側溝の維持管理に関すること（補修、蓋の設置、泥上げ等）≪関係課：土木課、道路維持課≫
除排雪関係	○除排雪に関すること≪関係課：道路維持課≫
空き家・ 空き地関係	○空き家に関すること≪関係課：建築指導課≫ ○空き地に関すること≪関係課：環境課≫
ごみ関係	○ごみ集積所に関すること、不法投棄対策に関すること≪関係課：環境課≫

5 エリア担当職員の配置及び任期

次の職員を、弘前市町会連合会の全26地区に配置しています。

●エリアリーダー（任期2年）

原則、各地区に居住している課長級職員1名をリーダーとして配置。
（総合支所地区は民生課長、出張所地区は所長とする。）

●エリアサブリーダー（任期2年）

原則、各地区に居住している課長補佐級職員（再任用職員を含む）1名をサブリーダーとして配置。（総合支所地区、出張所地区を除く。）

●エリア担当職員（任期2年） ※リーダー・サブリーダーを除く

原則、各地区に居住している採用から3年を経過した職員を、概ね2～3町会に1名の割合で配置し、担当町会を割り当てる。（弘前市町会連合会に加入していない町会にも職員を配置。）

ただし、総合支所地区については町会に係る業務を担当する職員を2～3名、出張所地区はエリアリーダー（所長）のみ配置。

※ 総合支所地区、出張所地区の任期は人事異動にならうこととする。
（エリアリーダー及びエリア担当職員）

令和7年度 地区別配置職員数一覧

	リーダー	サブリーダー	担当職員		リーダー	サブリーダー	担当職員
①朝陽地区	1	1	4	⑭清水地区	1	1	5
②一大地区	1	1	5	⑮豊田地区	1	1	8
③二大地区	1	1	4	⑯堀越地区	1	1	2
④三大地区	1	1	5	⑰千年地区	1	1	3
⑤和徳学区	1	1	7	⑱藤代地区	1	1	8
⑥時敏地区	1	1	7	⑲東目屋地区	1		
⑦北地区	1	1	3	⑳船沢地区	1		
⑧下町地区	1	1	5	㉑高杉地区	1		
⑨城西地区	1	1	3	㉒裾野地区	1		
⑩桔梗野地区	1	1	4	㉓新和地区	1		
⑪文京地区	1	1	4	㉔石川地区	1		
⑫東地区	1	1	5	㉕岩木地区	1		2
⑬和徳地区	1	1	2	㉖相馬地区	1		2
計				計	26	18	88

総計 132名

6 全庁的なバックアップ体制

●サポーターの配置

<活動サポーター>

市民協働課職員が活動サポーターとして、エリア担当職員と地区の状況を共有し、エリア担当活動をサポートします。

●庁内での情報共有・検討会等

<エリアグループミーティング>

エリア担当職員及び活動サポーターが地区単位で集まり、エリア担当活動における課題等について情報を共有・交換し、活動の活性化を図ります。



Q1 エリア担当職員には何をお願いすればよいのですか？

A1： まずは、地域づくりのための各種会議（地区定例町会長会議など）を実施する際には、ぜひエリア担当職員にお声がけください。 エリア担当職員が地域の会議等へ出席し、さまざまな市政情報をお伝えします。

また、地域の困りごと（地域の生活環境に関すること等）や市の施策に関する疑問等がありましたら、各町会の担当職員にご連絡ください。

エリア担当職員が担当課に取り次ぎ、解決に向けた支援を行います。

町会未加入者や転入世帯向けの「町会加入促進チラシ」や、町会加入者等に改めて町会活動をPRする「町会活動紹介チラシ」の作成支援をエリア担当職員が行います。お気軽にご相談ください。



各町会の担当職員の連絡先は4月上旬に町会長のみなさんへ送付しています。
「町会運営全般」に関する困りごと等については、
市民協働課 地域コミュニティ振興室（☎40-0384）へご連絡ください。

Q2 困りごとがあった際には、必ずエリア担当職員を通さなければならないのですか？

A2： 緊急に対応を要する場合や、担当課があらかじめわかっている場合はエリア担当職員を通さず、直接担当課へ連絡いただいても構いません。

～町会から寄せられる主な相談事項及びその連絡先～ ※R7.4 現在

○道路の維持管理に関すること ○除排雪に関すること	道路維持課 ☎32-8555
○水路・河川に関すること	土木課 ☎88-7189
○空き家に関すること	建築指導課 ☎40-0522
○空き地に関すること ○ごみ集積所に関すること	環境課 ☎36-0677
○防犯灯に関すること	市民協働課 ☎35-1664



Q3 エリア担当職員は、町会の依頼があればいつでも来てくれますか？

A3： エリア担当職員は、市役所の所属業務と兼務して仕事をしています。（総合支所地区及び出張所地区を除く。）町会からの依頼や連絡は、勤務時間内での対応に加え、土日や夜間における会議への出席を想定していますが、出張や業務が多忙な時期などもあり、ご希望に沿えないこともあります。



職員はリーダーを中心に地区単位のグループとして活動しておりますので、このような場合にはグループ内で調整をしたり、制度所管課の市民協働課でサポートをしますが、すぐ現場に向かうなど、ご希望に沿う対応ができないことがありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

Q4 エリア担当職員にお願いできないことはありますか？

A4： エリア担当職員の役割は、施策などの情報提供や地域と行政のつなぎ役、また、地域が主体となった課題解決や地域活動の後押しをすることです。

エリア担当職員は公務として活動していますので、以下のようなものは職務の範囲外となります。

＜エリア担当職員の職務の範囲外のもの（例）＞

- ・地域内での冠婚葬祭の手伝い
- ・行政等への提出書類の作成
- ・個人的な要望や苦情の処理
- ・地域の行楽イベントへの手伝い など

ただし、エリア担当職員（公務）としてではなく、一人の住民として、上記の活動等を行う場合は、制限はありません。



【弘前市エリア担当制度の概要】

発行年度 令和 7 年度

発 行 弘前市

編 集 弘前市 市民生活部 市民協働課

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1

TEL 0172-40-0384（直通）